

文教厚生常任委員会会議録

[平成25年 6月20日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成25年 6月20日
午前10時00分 開会
午前11時55分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	小 島 一
副 委 員 長	川 上 命
委 員	楠 和 廣
委 員	原 口 育 大
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘
書 記	前 田 浩 子
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市民生活部長	小 坂 利 夫
健康福祉部長	藤 本 政 春
教 育 部 長	太 田 孝 次
市民生活部次長兼生活環境課長	高 木 勝 啓

市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部稅務課長兼収稅課長	藤	岡	崇	文
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長壽福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保險課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子對策課長	田	村	愛	子
教育委員會教育總務課長	片	山	勝	義
教育委員會學校教育課長	安	田	保	富
	(學校教育指導主事)			
教育委員會人權教育課長	土	肥	一	二
教育委員會生涯學習文化振興課長兼玉青館館長	福	原	敬	二
教育委員會埋藏文化財調查事務所長	山	見	嘉	啓

II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第45号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について	5
② 議案第46号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	10
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	15
(1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について	
(2) 人権施策について	
(3) 税の賦課徴収について	
(4) 医療体制と健康づくりの推進について	
(5) 青少年の健全育成について	
(6) 福祉対策について	
(7) 介護保険と高齢化社会対策について	
(8) 生活環境の整備推進について	
3. その他	16

III. 会議録

文教厚生常任委員会

平成25年 6月20日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時55分)

○小島 一委員長 皆さんおはようございます。

梅雨に入ってから、空梅雨で水不足が懸念をされておったわけですが、昨夜来のきょうからの雨で、本当に恵みの雨というか、これで一気に週末に向けて田植えが進むものというふうに思っております。

本日は、第47回の例例会で付託されました案件を審査を行うわけでございます。一つ、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。それでは、座って進めさせていただきます。

執行部、挨拶。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。

今も、委員長からお話ありましたとおり、恵みの雨ということですが、あとの台風がどんな影響があるか、ちょっとそれは心配になるところでございます。

きょうは、文教厚生常任委員会で、付託案件として2件あるわけでございます。いずれも重要な案件でございます。どうぞ、適切妥当な御決定を賜りますよう、お願ひを申し上げます。

2件、ちょっと御報告をいたしたいと思ひます。1つは、これまでも多くのPTAなりまた関係する人たちが毎年心配をしております、淡路三原高校の学級数の問題でございます。やはり、これは毎年、当然私も同行してお願ひをしてるところでございます。今までは何とか知事の深い御理解等もあつて、教育委員会も無論そうですが、またPTAも非常に前向きに、積極的に取り組んでいただいた成果が出てきております。ただ、いろいろ学区制の問題等の改革もあつたりして、今からがちょっと心配な状態がなご一層出るんかなというふうに思つてます。近々、当然PTAそれから自治会、婦人会、老人会、永田先生、私等々で、県の教育委員会へ陳情に行つてまいります。

それから、もう既にきょうも折り込みが入つてましたが「GENKI応援振興券」22日と23日の発売です。どうぞ、議員の先生方も券を買つていただいて、地域の商工業の振興の一翼に、一つお力添えをいただけたらと思ひます。

あと、ちょっと公務が入つてますんで、また中座させていただきます。よろしくお願ひします。

○小島 一委員長 それでは、ただいまから、第47回の定例会において当委員会に付

託された議案について審査を行います。

審査に先立ちまして、青少年育成センター所長の高辻所長が、体調不良のために本日は欠席となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日傍聴の申し出は、ただいまのところは受けてはおりません。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小島 一委員長 異議なしと認めます。

提案理由の説明は省力をします。

1. 付託案件

① 議案第45号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

○小島 一委員長 まず、議案第45号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 この、条例の改正につきましては、地方税に関する処分について理由を提示することというのが1つ。認定非営利活動法人及び仮認定非営利活動法人に対する寄附金を指定し、個人住民税において寄附金控除の対象とするものが1つと。それから、平成25年度税制改正に即して、延滞金等の利率を改正する内容。それから、受託借入金控除の適応期間を延長して拡充するものということなのですが、実際これ説明を受けて、いろいろと聞いておりました議員もおりましたが、ちょっともっと詳しく、一般の住民でもわかるような説明をできましたらお願いしたいと思います。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長(藤岡崇文) それでは、ただいま御質問いただきました、まず市税条例の一部改正につきまして、何点か改正内容がございますので、一つずつ御説明をさせていただきます。

まず、最初に御質問ございました、課税庁が行う地方税に関する処分理由の提示という

こととありますが、これは関連する法律が平成23年12月2日に公布されておりまして、それに伴うものでございます。従来より、国税に関する法律に基づいて行う処分、申請に対する処分でありますとか不利益処分につきましては、行政手続法による処分に対する理由の提示につきましては必要ないというふうにされておりましたが、納税環境整備が行われまして、処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、行政手続法に基づく理由付記を行うということになりまして、国税のほうで改正が行われましたので、地方税法等におきましても、同様の改正が行われたことによります条例の改正でございます。ただいま我々が行ってます、例えば差し押さえ等の実際の行政処分におきましては、既にこういう法律に基づかなくても、理由を付記した内容でもって納税義務者のほうに通知等を行っておりますので、今回の改正につきましては、法律で義務化されたことによります内容を、条例に明記するという内容の改正であるというふうなものでございます。

続きまして、認定NPO法人等に対する市民税寄附金控除の適応という部分でございますが、認定NPO法人等に対する寄附につきましては、平成20年度の税制改正で当該地方公共団体、県でありますとか市町村の条例で指定することにより、住民税の算定において寄附金税額控除の対象となる制度が創設されております。兵庫県におきましては、従来NPO法人に対しましては、ボランティア基金等で多様な活動を助成支援しておりまして、条例指定による寄附金控除制度による支援は行っておりませんでした。今回、県内に主たる事務所を有する認定NPO法人に限り、寄附金に関する個人県民税の寄附金税額控除制度を活用して、認定NPO法人の活動を税制面から支援することを目的として、県のほうで県民ボランティア活動の促進等に関する条例、及び兵庫県税条例の一部を改正する条例が、平成25年の3月議会、兵庫県議会で可決されております。市民が、県内で活動する認定NPO法人への寄附金に対する住民税の税額控除において、個人県民税4%、個人市民税6%で対応が異なりますと、寄附金を行った市民に対して不公平感と不利益を与えるというようなことになることから、南あわじ市におきましても、県と同様に県が指定する認定NPO法人に対する寄附金につきまして、個人市民税の税額控除の対象とするための条例改正を行うものであります。

続きまして、平成25年度の税制改正の関係による条例改正の部分でございますが、地方税法の一部を改正する法律が、本年の3月30日に交付をされております。それにかかる条例改正の必要なものとしまして、まず1番目に、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の改正が、平成27年の1月1日を基準に行われる予定となっております。消費税率、これは消費税率の引き上げに関する部分でございますが、平成26年の4月から8%、平成27年の10月から10%の消費税率の引き上げが予定されておりますが、それに伴う住宅施策への影響を平準化する観点から、特例的な措置として住宅ローン控除の適応期限の延長と控除限度額の拡充を行うものであります。これにつきましては、居住年月日、平成25年12月31日までに入居するもの、平成29年12月31日までに入居

するものに期間延長という内容と、控除限度額の拡大ということで、平成26年の3月までの入居者につきましては、所得税の課税所得金額の5%、現在の内容でございますが、最高限度額9万7,500円、平成26年の4月から29年12月までに入居するものにつきましては、所得税の課税所得の金額の7%、最高限度額13万6,500円に控除限度額を拡大する内容でございます。住民税の影響ですが、平成27年度の個人住民税から減収の影響を受けるということで、この減少分につきましては、全額国費で補填される予定というふうになっております。

2点目としまして、延滞金の利率の見直しということで、平成26年1月1日から見直しされるという予定でございます。これにつきましては、近年の低金利状況を踏まえまして、国税におきまして延滞金等の利率が見直されております。それに合わせて、地方税においても同様の見直しを行うという改正でございます。現在、延滞金の利率につきましては、基本14.6%、これが納期限1カ月以内ですと4.3%、この14.6%が9.3%に減率されまして、納期限1カ月以内でありますと4.3%から3%に率が下げられると。これに合わせまして、還付加算金のほうも4.3%から2.0%に利率が下げられるという内容でございます。

あと、法律改正に伴う条項整理の部分がありますが、それにつきましては、細かい説明は省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 詳しくありがとうございます。

これですね、まず1つは、認定非営利活動法人と、仮認定非営利活動法人の違いはどういうことなんでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） まず、認定NPO法人でございますが、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したのものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人のことを認定NPO法人。仮認定NPO法人というのは、同じくNPO法人であって、新たに設立されたもの、設立後5年以内のものをいうとなっておりますが、平成27年3月末までは、設立後5年を超えたNPO法人も申請することができるということになってるみたいですが、その運営組織及び事業活動が同じく適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し、公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準、パブリックサポートテストというのが認定

NPO法人の認定には必要なんですけども、これを除かれて適切にその他の認定基準を備えたNPO法人が所轄庁の仮認定を受けて仮認定NPO法人と、ちょっと私も具体的な内容を把握しておりませんが、そういう区分けをされてるということで、従来の認定NPO法人よりも少し認定基準が緩やかになってますけども、同じく寄附金制度の対象にはなるという内容でございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 寄附金の控除対象の範囲が、この前の説明では住民税、所得税の控除対象となるんですが、政党への寄附金は所得だけが控除対象になるということでしたが、それでよろしいのでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） そのとおりだと思います。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 認定非営利活動法人並びに仮認定非営利活動法人は、兵庫県に12法人、3月現在ですが、本市にはそういうものはないということでしたが、それでよろしいのでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 本市にはございません。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 延滞金等の利率の改正ですが、先ほど14.6%ということは、結局前に、私らが覚えているのは100円に対して14円60銭ですか、がかかるというのが9.3%に下がったと、改定するという理解でよろしいんですか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） そのとおりでございます。

○小島 一委員長 ほかに質問ございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 今、関連して、実際にこれ南あわじ市の市民がこの制度を利用しようと思ったら、その利用するような人はどの団体がこれに該当するかというのは知っと思うんですけど、それが十分知らされていて、かつ手続としては年末調整みたいな、確定申告みたいなところで、何か証明書みたいなものを個人が出して初めて適応されるというような形になるんでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 認定NPO法人以外への寄附金以外でも、ほかにも寄附金控除の対象となるようなものがあるわけなんですけども、全て含めて、確定申告のときにその証明するものを持って手続を行っていただくということでございます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちなみに、その12あるというたものというのは、一覧でわかりますか。具体名は。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 県が公表してる分ですので、今、手元に資料はあります。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 それを教えてもうていいですか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 先ほど、所轄庁というのが、平成23年度までは国税庁のほうで行ってたんですけど、認証事務を。23年度から、確か兵庫県並びに政令都市のほうでも行えるということになっております。

まず、兵庫県が公表してます県内認定NPO法人、県内に事務所を有する認定NPO法

人なんでございますが、兵庫さい帯血バンク、フードバンク関西、地球ボランティア協会、日本レスキュー協会、阪神淡路大震災一七希望の灯り、黄河の森緑化ネットワーク、市民活動センター神戸、これが国税庁の認定法人でございまして、次、所轄庁認定法人というのがあと5件ございまして、宝塚NPOセンター、放課後遊ぼう会、ネットワーク太子の風、認知症予防ネット神戸、西神戸トラウマカウンセリングルーム、以上兵庫県から情報をいただいている認定NPO法人でございます。

○小島 一委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○小島 一委員長 質問がないようですので、質疑を終結します。
これより委員間討議に入りたいと思います。何か御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○小島 一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小島 一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第45号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小島 一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

② 議案第46号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○小島 一委員長 次に、議案第46号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

楠委員。

○楠 和廣委員 先ほど、議案ちょっと間違いまして、46号ということで。先ほども、ちょっと聞かせていただいたところですが、この条例改正によって、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯と、そして区分けで特定継続世帯というのが定められておりますが、このアの特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の対象世帯数と、特定継続世帯の対象世帯数をお願いをいたします。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 特定世帯以外の世帯、いわゆる国保の世帯数やと思うんですけど、それちょっと、今、数字持ってないんで、後ほど報告させていただきます。

まず今回、制度改正前の2分の1の軽減を受けられる特定世帯の数でございますが、平成24年度の実績ベースでございますが1,261軒。平成25年度、これは現在試算の段階、5月現在の数字でございますが1,074軒。それで、今回制度改正になりまして、特定継続世帯、いわゆる5年間が過ぎまして、3年間継続される世帯でございますが、これが見込みでございますが448軒。それで、国保の5月末現在の世帯数ですが8,636世帯。今の数字は、全て内数でございます。

以上でございます。

○小島 一委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 これ、今、説明いただいたんですが、4分の1の世帯が448世帯ということで、1,050世帯が2分の1の加入世帯という説明をいただいたんですが、それでよろしいでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） ちょっと、数字がはっきり言わなくて申しわけなかったんですけども、1,074世帯が平成25年度の、本年度今から当初課税を行うわけですけども、現在試算している段階では、見込みで1,074世帯。継続世帯、いわゆる4分の1になる世帯でございますが、見込みで448世帯という数字でございます。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 上程時、私のほうから2分の1の数ということで1,050世帯と説明しましたが、今、税務課長が申し上げた1,074世帯という数は直近の数字と、最新の数字ということで御理解をいただきたいと思います。

○小島 一委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 この条例改定によって、保険者の負担がどうなっているかということを知りたいんですが、それもちよっと所得が24年では100万円だったのが、25年に114万円というような説明を受けとるんですが、医療費の負担がアップされとるということで、1万2,700円がアップされているということで、この保険税にどう影響してくるか、ちょっとお願いします。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 本日、保険税にかかる数字は持ってないんですけども、基本的なことを申し上げますと、平成24年度と比較しまして、保険税率につきましては同率でございますので、今回本会議の中で一人当たりの金額とかいうお話があったとは思いますが、一人当たりというのは去年と同率の税率でもって、所得割でありますとか、均等割、平等割を計算した結果、それを被保険者数でありますとか世帯数で割った数字でございますので、当然ことしの税額の場合は所得割がふえておりますので、一人当たり世帯割りにしますと単価が上がるという内容でございます。ですので、税率が変わっておりませんので、去年と所得が同じ人、世帯につきましては、保険税は変わらないというふうな理解でお願いしたいと思います。

○小島 一委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 税率が変わらへんということですが、所得は一世帯当たり、大体24年から5年に100万円から114万円に平均的に上がると思うんですが、そういった分で、税率は変わらなくても税のほうは変化していくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） おっしゃるとおり、当然所得が上がりますと税収のほうはふ

えております。ふえる見込みでございます。

○小島 一委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 税額が上がれば、いろいろとまた次の問題があるわけですが、関連しておる国保未交付の世帯がいろいろと問題視されておるんですが、市内のこの未交付の状態について、説明をしていただきたいと思います。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） すいません、未交付とおっしゃいますのは、国保の未交付というのはないのですが、資格証とか短期証のことをおっしゃっているのでしょうか。

○楠 和廣委員 そうです。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 25年の3月31日現在でございますが、短期証が477世帯、資格証が222世帯でございます。

○小島 一委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 県内は全体の5.2%で、資格証明が1.0%ということと、資格証明と短期は市内ではどのようになっていますか。パーセンテージで。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） すいません、お待たせしました。
資格証で2.6%、短期証で5.6%でございます。

○小島 一委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 この税条例が26年から適用されて、県下全体でもそういった未交付の世帯が多いということで、そういったまた税条例の改正適用によって、そういった心配についてはどんな考えでおられますか。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今回の税条例につきましては、特定世帯に関する改正でございますので、この改正によって国保の未納とかには影響はないかとは思いますが。

○小島 一委員長 ほかに質疑はございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 国保の会計でいうと、これで減額された分というのは国のほうから措置されると思うんですけど、市の会計自体への影響は別段ないというふうに考えていいですか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 当然、今回の激変緩和措置5年間で切れると。後期高齢者制度が始まって5年間は、税額がそのままいきますと負担がふえるので、激変緩和措置で捉えとった5年間の特例措置が切れるということで、3年間4分の1に軽減割合を削減して継続されたわけですが、その分当然税収が減るということでございますので、財政的には収入減になる話でございます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 その減になった分というのは、交付税とかで措置されないんですか。

○小島 一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時35分）

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 調べて、後刻報告させていただきます。

○小島 一委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○小島 一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議に入ります。
何か御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○小島 一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小島 一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第46号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○小島 一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りをいたします。
6月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」の声あり)

○小島 一委員長 委員長・副委員長に一任という声がありましたので、それではそのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○小島 一委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。
お手元に配付の、閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小島 一委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにいたします。

3. その他

○小島 一委員長 次に、その他に入ります。
その他で、何か御意見、御質問ございませんか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 本題については言いようがないんですが、ちょっと関連したことでちょっと健康福祉部長にお聞きしたいんですが。この前に、実は私ごとなんですが、うちの娘がまだ子供を産もうかという意欲があって、家のほうに「私、子供のとくに風疹にかかっとなのだらうか」という問い合わせがあって、もう35歳ぐらいになる娘なんやけども、35年前のことが親として十分覚えてない。あるテレビの特集を見ておったら、風疹とは何やとかいう話で、はしかということがわかったんやけども、それによって子供を妊娠をして産む段階になって母胎がそのはしかにかかると、障害児が生まれる可能性があるというふうな報道をしておったんで、ちょっと心配になってそういうような問い合わせがあったんですが、もうお父ちゃんもお母ちゃんもそんなときは忘れてしもとうさかいに一遍診てもらえと。かかとりゃ抗体があるわけなんで、調べてもらえ言うたら、お金がいるので、これは大阪の話なんやけども、一遍市役所で聞いてみいと、そういうふうな一部助成でもないかというふうな話聞いたら結局なかったんですが、うちの市でいわゆる子育て支援とかいうふうなことで、前向きに取り組んでおるといことなんやけども、そういうた検査するのに、一部助成するような考え方というのは、部長、持っとなのけ。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 昨日の一般会計の補正予算、これについて風疹の予防接種にかかる市の助成ということで予算計上してございまして、市の実施する助成費の2分の1を県が助成するというようなことで、今、予算計上しとるんは1,000万円の、風疹いうたら予防接種代はおおむね1万円というようなことで、見込み数を約1,000人と

見込んでおりました、1千万円のうち2分の1の助成ということで、500万円を助成すると。そのうち、県が2分の1を助成してくれるというので、いわゆる市が1千万円の中の4分の1の250万円、県も4分の1の250万円、自己負担が約半分の5,000円と、そういうことになっております。

その対象者といいましたら、これまでに風疹にかかったことのない人、それと予防接種も打ったことのない人と、そういうことが県の助成の基準になっております。今言われたように、小さいときに予防接種は打ったんだろうか、また風疹にかかったんだろうかと、そういうふうな問い合わせも市のほうにはあるわけでございますけれども、なかなかそういう古いときのことの調べようもないというようなことで、何回か問い合わせがあったけれども、よい返事はさせてもうてはないわけでございます。当然、抗体があるかないか、それにかかってくるんですけども、事前に抗体検査をして、抗体がなければその予防接種を打つと、そういうふうな流れになろうかと思えます。聞くところによったら、その抗体検査をする費用は800円ぐらいというような、そういう費用がかかるというようなことでもございまして、きのうの委員会でも、そういう抗体検査にかかる費用に対して助成をどうかと、そういうふうな御意見もありました。また、予防接種全体を無料化にすると、そういうふうな考えはというようなことも質問を受けましたけれども、今回市は少子対策云々でいろいろ施策をしとる市といたしまして、県の助成事業よりもやはり市が単独で対象者なりを拡大して、今回実施をしようとしております。はっきり言って、これまでその抗体検査までどうするかとか、そういうふうなことについて、内部では余り検討もしておりませんでしたけれども、それでその抗体検査は果たして全ての人が抗体検査するんかと、そういうことも医師に問い合わせたところ、今言うそういう過去にかかったとか、予防接種をしてないとか、自分でわからん人にそういう要望があればそういう検査をしますと、お医者さんの診察、予防接種をする上での手順といいますか、そういうことだったらいいです。ですから、「今どうですか」と言われて、「します」とそういう答えは出てこないわけでございますけれども、いろいろそういう接種全体を無料にするというような要望書も、厚労省のほうに先日出ておるようすし、そういうことを受けて今後国なりの対応も出てくると思えますし、また今後そういうところには注意をしておきたいと思えます。検討事項というようなことで、お願いしたいと思えます。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そやから、今、要は子育て支援の、要はこの市が先進地という自負しとんねんの。そやから、できりゃあその市単でも取り組んでみようかというふうな考え方をぜひともしてほしいと、こない思います。

○小島 一委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 同じ関連なんですけど、これ実際に今1,000人ぐらいが対象いう話やったんですけど、予防接種の空白期間があって、その人が、今、全国的に問題になると思うんですけど、その空白期間というのはいつごろのことで、今、現実の年齢としては、何歳から何歳ぐらいの人が該当するののかというのを教えていただけますか。

○小島 一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今現在行っている風疹の予防接種につきましては、小さい子供に実施しております、生後12カ月から15カ月が標準的な接種年齢になっております、そこで1回と、小学校就学前の1年間で1回、定期の予防接種として実施されております。

それで、今までの風疹の予防接種につきましては、ゼロ歳から23歳が、先ほど言いましたとおり、小さいころに2回接種ということで2回打っております、それまでにつきましては、23歳から25歳につきましては、幼児期にこれも個別接種ということで1回打っております。それから、25歳から34歳につきましては、中学生時に個別接種で1回打っております。それから、34歳から51歳につきましては、男性については接種なしです。女性につきましては、中学校で集団接種ということで1回打っております。それ以降の年齢の方につきましては、接種なしということになっております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、さっきの1,000人というのは、どの辺の対象者ということになるんですか。1回打ってたら、もう対象外という話でいくと、35歳から51歳の間の男は打ってないと。あとは、何らかの形で1回ぐらい打ってるような感じなんですけど、その今の積算した1,000人というのは、どのような人を対象に拾い上げて1,000人になってるんですか。

○小島 一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 昨日の総務常任委員会におきましても、部長のほうから報告しておりますが、積算につきましては、女性のほうですが、妊娠可能性の高い女性ということで、25歳から34歳の女性2,400人おまして、その接種率が25%で600

人見込んでおります。また、妊婦と同居家族ということで、1,200人を想定いたしまして、接種率が5%で60人ということがございます。それから、妊婦と同居家族以外の者ということで、平成2年4月1日生まれ以前で接種時に50歳未満の男性ですが、6,800人おまして、5%の接種率で340人となっております、合計1,000人ということがございます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。結局、今言ったように、これ1回昔発症したら大丈夫かな、1回打ったぐらいで20年とか過ぎると、また抗体がなくなっているという場合もあると。そういうことも加味すると、今言うたような積算で出したんで、それでええとは思いますが、実際には職場で感染するとか、家族でもそういう対象者がおって感染するとかということが現実として問題になると思うんですよね。せつかくこういうことが、措置がされるのであれば、それをやっぱりPRというかしないといけないと。具体的に、今言うたような形で、こういうケースについてはぜひ受けてくださいとか、注意してくださいとかというような具体的なPR方法いうのを考えてやるべきやと思うんですけども、その辺については何か考えておりますか。

○小島 一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今回の補正予算で、こういう形で計上しておりますが、それ以前につきましては、厚労省の指導によりまして、風疹に注意ということで、市の広報なりホームページにアップしてお知らせしております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 マスコミ等で騒いでおるんで、皆さん関心は高いと思うんですけど、さっき蓮池委員言われたように、南あわじ市として子育て推進する上で、こんなことに積極的に取り組んでいるという姿勢を示していただくことも大事だと思うので、強調したような形で何かPRに努めていただきたいなというふうに要望します。

○小島 一委員長 ほかにありますか。

暫時休憩をします。

再開を午前11時5分ということにさせていただきます。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時03分)

○小島 一委員長 定刻より若干早いですが、再開したいと思います。

その他何か御質問はないですか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 婦人会のことでちょっとお聞きをしたいんですが、今、各地区によって構成がさまざまやと思うんですが、実にわかりにくい。今、構成としてどういうふうな状態にあるのか、ちょっと説明をしてほしいんですが。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長(土肥一二) 婦人会の構成ということで、どこそこの地区にどのぐらいの婦人会の組織があるかということによかったのでしょうか。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういうこと。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長(土肥一二) 西淡支部のほうについては、松帆地区に13の婦人会組織がございます。それから、伊加利地区が6婦人会組織がございます。それで、平成24年度なんですけれども、25年の3月には西淡の志知地区の7団体が、この25年度婦人会組織がなくなっております。それから、南淡支部のほうにつきましては、福良地区が22の婦人会組織がございます。22です。それから、賀集地区につきましては、17の婦人会組織がございます。それから、阿万地区では6つの団体がございます。それから、沼島地区では5つの婦人会組織がございます。計、24年度末で、76の集落単位の婦人会組織がございます。

以上です。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 若干違うとは思いますが、南あわじ市の婦人会というのがあって、各地区にあるのはその組織の傘下にあるという流れになっとんのかな。あるいは、地区で婦人会があって、それが代表が出ていって、南あわじ市婦人会という運営をされとんのか。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 南あわじ市の連合婦人会の組織がございまして、その末端といいますか、の部分に支部組織がございまして、その下に地区の組織があるというふうに認識しております。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 私聞きたいのは、南あわじ市の婦人会があって、その支部として何々地区の婦人会がある。その支部のまだその下に、各自治会単位の婦人会組織があるということがでけとんのかなということを知りたい。今、課長の報告では、でけると言うねんけど、婦人会という名前の組織はないんよな。それ、おわかりですか。例えば、具体的に言うと、もう婦人会に入るの嫌言うて、もうやまるところがほとんどになってきよんねん、今。現実にはその自治会の婦人部、あるいは婦人の会、女性会という名称ではあるんよ。そやから、活動としては婦人会の活動で、例えば9月15日に敬老会なんかされとるときには、その地区地区で十分活動ができておんねんけども、その婦人会という組織がないはずですよ。ないのが多いと思います。そこらおわかりかな。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 婦人会の組織のことについてなんですが、議員さんおっしゃるとおり、会員が会費を納めて組織するというようなものではないと思います。しかし、いわゆる婦人会につきましては、結婚すると同時に、その地域で共にコミュニティをつくっていくというような中で、漠然とですが、婦人会という認識を持たれて組織されていることだというふうに理解しております。今、人権教育課長のほうから申し上げた組織については、そういうところから、やっぱり地域にある既婚者が、婦人会という認識を持って活動されてるのかなというふうに認識しているところでございます。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 婦人会の活動は十分されとんねん。そやけども、その組織としては、

本部があつて、各地区については名称は何でも構わんと。要は、その婦人会の活動ができたらええわということなんで、今、活動されとんのよな。そやから、その地区ではもう十分おわかりのことやと思うんやけども、自治会の中の一部の会員であつたりしとるところがあるわけ。それで、婦人会の事業をするときには、全員の方が参加をしてもらえんというような活動はされとる。そこへも十分市からいっとる補助金については、使われておるだろうと、満遍に行き渡つておるだろうという理解はしとんねんで。そやけども、その地区地区によっては、どうも本部だけがあつて支部がない、婦人会としての支部がない。活動するときには、その自治会の女性会か、というような名称でも活動はしていただきよる。そやけど、組織としてはきっちりとできてない。ほんで、よう聞きよつたら、もうその婦人会に入って次本部に行くと、とてもじゃないけんどそんな嫌やさかいに入れへんねんというように言われる方がたくさんあると思うねんけども、これ現実に受けとめとんのかな。

○小島 一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、議員さんおっしゃるとおり、本部のほうで上に上がつていくことを否定するというか、それを嫌で参加しないという意見は聞いておりました。ですから、組織と離れて婦人会活動というのをやっている自治会もかなりいるというふうに思います。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そやからな、そういう組織をしつかりとできる範囲で、これは昔から言われとることなんやけども、それができてない。事業だけはできていくことなんやけども、外から見とって婦人会のこういう組織体というのが目に見えんという状態でないんかな。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 先ほど、組織の形態といいますか、その部分なんですけれども、補助金自体については、本部のほうに280万円ばかり年間についておりますけれども、その本部のほうから支部のほうにお金が支部補助金としていっておつて、支部補助金からまた地区補助金という形で、地区のほうまで南あわじ市の婦人会への補助金がいっておるような組織形態になっております。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それはいっとると思う。いっとらなんたらおかしいのよ。そやから、それはきちんと利用されておると思うんよ。だけども、その組織体としてすそ野まで目に見にくいんよな。先ほど、福良で婦人会の組織あると言うてくれたけども、各自治会には婦人会という名称ではなしに、いわゆる自治会の中の婦人部、あるいは女性会というふうな名目で、今、参画されとるところがふえてきよんのよ。婦人会の、例えば何々支部の何支部というようなことではなしに、名称が変わってきとんねん。そやから、せっかく婦人会というのがあるわけやさかいに、上手に運用していただいて、きちっとした組織を残していつてほしいなという思いで今ちょっと聞いただけなんで。何か問題があるとしたら、それを改善をしていただいて、本来ピラミッド型にきちっとなつとるのが理想やと思うんで、そういうふうなものにぜひ積極的に努めていただきたい。本部へ上がっていくの嫌ということは、本部へいったら仕事が多いということにもつながってくると思うんよな。そこらも一遍よう改善をされて、改革をされて、形として表からわかりやすいような組織にしていただきたいなという思いがあるねん。sonだだけで、終わつときます。

○小島 一委員長 ほかにございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 何か、これも関連なんですけど、先ほどの補助金というのは、さっき言われた76団体か何かに配られとるということですか。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 補助金のほうについては、地区補助金まででございます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 実際に三原については、ここに出てこなんだいうことですが、ここへは出てないけど、自治会で、今、蓮池委員言うたように、いろいろ世話してくれとるような組織はあることはあるんですけども、ということはそこへは全然いつてないわけですよね。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） そのとおりでございます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 やっぱり、前にも言いましたけど、その原因というの、さっき出た役員になって上へいかないかんのが嫌で、三原の場合どんどんなくなっていったというのが現実だと聞いてますので、かといってないままでは困るということで、特に自主防災とか含めて、今そういう女性の組織というか、地区の公民館単位ぐらいでそういう組織づくり等をやりかけとるという段階なんですけど、だから婦人会という形がええのかようわかりませんが、そういう機能、役割というのは大事なもんがあるんで、それを育てていく、再編ということになるんか新たに、それも再編になるんかな。とにかく、そういうものをもう一度市内全域に整備するというのが、今、大事やと思うんですけど。そこら辺の認識というのはどうですか。今のままやと、ここにあるように西淡、南淡の一部にしか行政としてはいろいろお願いなりとかできてない。できてるのは限られてしまっていて、緑、三原については組織はないというような、ないも同然みたいな組織図になってしもとるんですけど、実態はやはりそれぞれの自治会がいろいろされとると思うんで、それをどんな形にするのかわかりませんが、その役割が果たせるようなものをつくり上げていかなあかんと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 婦人会の組織のあり方についてですけれども、市の連合婦人会と、それから市の連合自治会のほうと協議をするように、今、日程調整中でございます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、自治会にまず依頼をして、その空白の部分は何らかの形で整備していこうというような考えですか。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） その部分については、両者の協議の中で検討していくというようなところであろうと思います。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、最初に指摘があったように、今の形というのはごっついびつでおかしい。自治会とかともやっぱり協議が必要やと思うんですけど、今から市民交流センターとかいろいろ立ち上がる中で、その地域地域がどうするかということからやっぱり積み上げていって、組織化なりが必要であれば、皆が嫌がらへんような運営の組織いうものをつくっていかなあかんと。それも、それはある程度はその相談に乗りながらというか、指導力も出しながら、ある程度目標をつくって進んでいかないと、ここ何年もこういう形が続いておるといふふうに思いますので、そこら辺のプランをぜひ示してほしいなというふうに思うんですけど。

○小島 一委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） その部分については、教育委員会の考え方なりを取りまとめて、また婦人会のほうに助言できればなというふうに思っております。

○小島 一委員長 よろしいか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 もう、合併して8年やってきて、各地域の垣根はもう取り払うていかんかということで前へ進んでいきよと思うねん。ここにいたって、まだ老人会、婦人会、南淡支部とか西淡支部とかいうのがまだ残っとんのよな。それが主体で動きよる。事情はあるのだろうけど、これは、副市長、もう改善せなあかんぜ。どないですか。

○小島 一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 言うとおりで。我々も、老人会、婦人会そのほか文化協会等についても、そういう支部で活動されておるようですんで、市民交流センターが立ち上がる時分には、そういうエリアの分庁舎がなくなって、お世話するところもなくなってくるわけですんで、やっぱり自治会がやっておるような組織に再編をしてほしいということは申し入れをお願いしておるわけなんですけど、今、経過措置として少し残ってるところもありますが、それまでにはちゃんと組織ができるものだと思っております。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 できるだけ早く垣根を取り払うて、一緒やということにしてほしいと思います。

生活環境課長にこれ聞くねんけども、2点あるんで、一緒くたに言うわな。

まず1つ目、今、火葬されている個体は、これは年々ふえよんのかな。

それともう1つ、観光に携わっとる人からようお聞きして、以前から言いよんねんけども、その役場、役所は土・日が休まないかんのけと、必ず休まないかんのけと。要は、観光客がきて、夏場がきて、その生ごみを土・日置いとかなん。受け入れさえしてくれたら、何ぼでも持っていけんねんけどなということな、生ごみに関しては。だから、その火葬場の個体に関しては、特に困るのが正月の間。できたら、好きなときに火葬したいという思いがでけへんねと。そやから、2つ考え方があって、今、友引で休みになっとるやつを、それを解消してもらわれへんかということと、その土・日の持ち込みをどないぞならんのかなと。もうプロパーやから、それは十分理解した上で仕事をしてくれるはずやから、それぐらいの改革してもらわれへんやろかなという要望があって、お聞きをします。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、火葬の件数から申し上げたいと思います。火葬の件数につきましては、平成24年度が719件でございました。その前の年、23年度が668件、22年度が706件ということで、おおむね700件で推移しております。ただ、ことしは少し増加しとる傾向があるかなと感じております。それと、先ほどの年末・年始の話でございますけれども、これは地元との約束というのがやはり大変な制約でございます。友引もそうなんですけれども、特に年末につきましては、しめ飾りしたらもう火葬のそういう搬入は困るというようなことで、毎年指摘を受けております。そういうことで、今の操業ということになっておりますけれども、生活環境課としましては、次の火葬場の努力もしておりますので、そのときにはそういうことも考えていきたいと思っております。

それと、2点目のごみの関係なんですけれども、土・日の操業につきましては、今、統合を進めておりますやまなみ苑につきましては、土曜日の午前中が収集ごみのみでしたが受け入れしております。洲本と旧緑町は土曜日にも収集日の枠組みに入っております、午前中操業しておりますので、そういう操業の形態を、土曜日午前中一般の人まで受け入れるかどうかという協議は、早急に詰めたいと思うんですけれども。

それとあと、日曜日となりますと、やはり統合を前提に考えとるわけなんですけれども、これは人数が余分にいつてくることやと思いますので、その辺は特に協議して、増員が図れるかどうかというような協議の答えが求められるところでございます。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 また、やまなみ苑ではそのようには質問するけども、今の事務協議し
よる中でそれをぜひとも取り入れて、前向きに検討したってほしいと思う。そうすること
によって、この今うちの清掃センターが閉鎖をされたときに、職員が何名ぐらいそのやま
なみ苑へ行けるの。

○小島 一委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 今、この現在勤務する次代の清掃センターの人員につ
きましては、協議中ということで明確な答えは得られておりません。ただ、先ほど申しま
したように、操業日数をふやすことによって、従業員の数もふえてこようというように思
うんですけれども、それは、今、組合規約であったり、衛生事務組合の例規等の見直しも
しておりますので、その辺で協議を重ねていかなんもんやと考えております。

○小島 一委員長 蓮池委員、やまなみ苑については、これ一旦閉じたあとで、この配
ってある資料をもとに、詳しくこれまでの経緯とか説明をいただくということになってお
りますので。そのときよろしくお願いをします。

ほかにございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 国民健康保険のことで、税率はそのままなんですけども、税額が上昇
してると、何か所得が上がったという説明をしておりましたが、医療費の一人当たりはわ
かるんでしょうか。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成24年度で、まだ決算が確定しておりませんので、大
まかな数字になりますが、一人当たりおよそ30万円でございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 世帯当たりが、この間も本会議場でしておりましたが、約1万6,0
00円のアップで幾らだったんでしょうか。その金額。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 私、この本会議で質問に対して答えた数字ですが、1世帯当たり保険料、24年度が16万6,000円、これが25年度には18万2,000円で、1万6,000円ほど上がるというふうに説明をさせていただきました。ただこれは、さっきも申し上げたように、所得が上がるということで額がふえるわけですし、所得が同じであれば変わらないということでございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 結局、概算になると思うんですが、平成25年度の国保税は、対前年比で何%ぐらい結局上がるんですか。金額にして。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 先ほど申し上げた数字は、単純に総税額を対象世帯数で割ったという単純な比較での数字でございます。今の伸び率、16万6,000円が18万2,000円になるということの割合としますと、9.9%強の率になってまいります。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後にですね、私たちの会派で地区との懇談会がありまして、要望が一つありました。国保税を、このたびは10回にしていますが、12カ月払いにできないかというふうな要望があったんですが、今回は4月を含めて7月からですから10回ですかね、そういう要望がございましたが、どうでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 御存じやと思うんですけども、昨年度までは4月に仮算定という事務措置をとっておりましたけども、本年度から本算定を7月、それ以降の納期分を9回に分けまして、年税額を納めていただくというような変更をさせていただいております。今も御説明させていただきましたとおり、国保の税額の算定につきましては、住民税の課税所得をもとに算定するものですから、それが決まらないと算定できないということで、毎年7月に算定をさせていただいて、7月から3月までの、今回ですと9回に分けて納めてもらうというような形にさせてもらってますので、もし委員がおっしゃるとおり1

2回に分けてというようなお話になりますと、また仮算定を含めて、9回プラス3回の12カ月払いのような形にしなければなりません、そうしますと、やっぱり市民に対する税額の説明にも非常に前々年度分の所得が仮算定には関係してきますので、説明もしにくいですし事務効率も非常に悪いと。そういう部分の解消を兼ねて、今回7月以降の9回の納期見直しというような形でさせてもらってますので、その辺の御理解もいただきたいというふうに思います。ただ、9回の納期ですけども、それをまた金額によりましては分割をさせてほしいというような要望につきましては、納税相談の中で対応をさせてもらってるところでございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 暫定で、4月に前年度のほとんど引き継いだ形で納付するんですけども、それがやっぱり4、5、6とやれば、やっぱり少額になって楽ではないかと思ったりしますが、それはなかなか難しいことですか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 単純には、4月に年税額12カ月分の計算ができればなんの問題もないんですけども、仮算定の時期につきましては、前年の所得が把握できておりませんので、前々年度の所得という形になりますので、所得の変動が大きい方につきましては、7月にどんと税額が上がったりとかいう形になりますので、一概に均等に12カ月分で税額が処理できるかというところもございまして、特に7月の本算定時と仮算定時の税額が何でこндаけ違うんやというような市民からの問い合わせも多数ございましたので、今回他市の課税の事務手続も、ほとんどが7月の本算定以降の納期にしているところがほとんどでしたので、当市もそういう事務の改善、見直しにさせていただいたところがございます。

○小島 一委員長 ほかございますか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 制度として、その市民サービスでできるんかどうか、予定納税とかいう制度を組み入れられへんものかどないか、今の話の関連なんやけども。そうすると、毎月毎月自分の思うだけのものをその受け皿へほり込んでいって、何回か精算して払ってもらうということになると思うねんけど、そういう制度というのは導入は難しいのかな。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 所得税の中では、そういう制度もございますが、地方税の今の制度の中ではそういう仕組みございませんので、それは今の制度の仕組みの中では難しいと言わざるを得ません。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 法的に難しい。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） そうでございます。

○小島 一委員長 ほかございますか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 その他のその他になるねんけども、ぜひともちょっと重大な問題があったんで、こういう場所でしか聞かれへんねんけども。

○小島 一委員長 従前から、その他のその他、要するに所管外のその他については、委員会では取り上げないというふうになっております。そういう形でありますんで、できれば、執行部の答弁できるかできないかということもございまして。
楠委員。

○楠 和廣委員 所管内でさせてもらいます。市内の体育施設の整備について、ちょっと聞かせていただきたいんですが、一般質問でも社教の整備については年次計画を立てて整備するということであつたんですが、現状あの社教の体育館については、雨漏りもするまた窓が少なく暗いという使い勝手。利用の頻度は結構高いんですが、使い勝手が悪いということも聞かれるんですが、この暗いという屋内の解消の整備について、年次計画の中で早期な年次計画の対応ができらんかということと、それと文化体育館、近々大きなミニバスケットの大会があるということ聞いておるんですが、いろいろと競技によってコート確保がされるわけですが、その線引きがもうかなり薄くなって、競技がしづらいということをお聞きんですが、その現状認識とその線引きの計画についてお伺いをいたします。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、社会教育センターのほうの体育館の件なんですけども、まず今の建物だと1階側に窓がほとんどありません。これは日本の体育館の特徴というたらおかしいですけども、俗に言うバレーボール用の体育館というたらおかしいですが、目の中に光が入らないようにしようというような、ずっとそういう流れで体育館ができておりますので、あそこに窓をこしらえるというと、やはり大分躯体を加重計算なりをしていかなければならないのかなというふうに思ってます。現在の耐震につきましては、今の屋根が重たいだろうと、それに対して横揺れなりきたときに弱いということで、屋根を改修しようというふうな話になってきております。もしそのときに体育館が暗い、要するに光の反射とかそういうので明るくはできると思いますが、先ほど言いましたように、窓をこしらえるというのはちょっと難しいのかなというふうに。それをやると、やはり全部壁面から全部やりかえていかなあかん。そういうふうには思っております。

それから次、文化体育館のラインの件なんですけども、これも経年によります劣化というふうに、使用頻度が高い、それでラインが消えていくということですので、ただ御承知のように、今の上にラインを引くのではなく、やりかえるとなると、やはり前面一旦今のワックスというんですかね、そういうのを全部取って、磨きをかけてラインを引いて、その上にもう一度ワックスをかけるという、ちょっと大規模な工事になりますので、これも年次計画的に、全ての体育館も含めながら、どこかのときにやり直す必要はあるかとは思っておりますけども、現在、文化体育館についてはそこまで話がまとまっておりません。

○小島 一委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 この、ライン引きの業者の選定によって、ミニバスケットとかいろいろスポーツのコーチしよる現場の人の声では、その線引きの業者の選定が悪かったんではないかと、今までだったらもっと長い時間使用、利用できたのに、今回は、先ほど冒頭に言うたように、近々にミニバスケットの大会があるということで、線引きをしてほしい、ライン引きをしてほしいと、コート確保に対して、我々は外から見て聞いた感じで発言はさせてもらいよんねんけど、現場に携わっとる方たちの声がそういう声なんで、十分現場を見て検討して対応していただければと。

それと、社教センターについては、今も利用の頻度、先ほども言うたとおり、西淡中学があないして統合されて、結構中学校の子が屋内のクラブ、スポーツを練習をされとることなんで、窓が無理だったらまた証明でカバーできるとか、そういう明かりに対して別に窓を設置せんなんということでもないだろうし、照明でカバーできたらまたそれも一考していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○小島 一委員長 答弁よろしいか。
生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） ラインの件につきましては、ちょっと建設当時のことで、どういう業者がやったかというのはちょっと、今、資料持ち合わせておりませんので、その分ちょっとお答えにくいと思います。

あと、現場の声、それはもう重々こちらも聞いておりますので、近々の大会であれば、先ほど言いましたように、急にワックス全部取って全部やるというのはちょっと長期になりますので、なかなか難しいと思いますので、当日はひよっとしたらラインテープを上にはって、そこを明確にして競技を進められるのであれば、そういう形をお願いしていきたいというふうに思っております。

それから、社会教育センターのほうの照明の件なんですけども、まだ席がきっちりできておりませんが、現状の体育館では真ん中、要するに棟のところに照明がついてる、ちょっと変則的な照明のつき方しておりますので、今度は完全に屋根型になりますので、照明の位置、そういう照灯計算をきっちりしながら、体育館としての機能、当然明るくできるのではないかとこのように思っておりますので、また設計の段階でその辺考慮していきたいというふうに思っております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 あとで個別に言おうかと思ったんですけど、今出てきたんで聞きますけど、その体育館の照明やり変える計画はもう既に入ってるということであれば、それは、私ね今からそこが避難所になるのかどうか知らんけど、今ほとんどの体育館水銀灯で、一旦電源落とすと今度つかへんと。前、南淡の体育館やったかな、使ったことあんねんけど、1回落ちると今度10分とかかかってしかつかへんし、下手するとつかへんと。避難所になったときにそんなんでええんかと思うんですよね。LEDとかであれば、どんなもんがあるんか知らんねんけども、もうつけたり消したり全然それは問題なくできると聞いとるんですけどね。それと、その熱とかが熱いとかいう影響も余りないというふうに聞いとんねんけども、電力のそれもイニシャルコストとランニングコストという問題もあるとは思うねんけども、やはり避難所になるようなものが多いと、体育館の場合多いと思うんで、それが避難してて例えば停電が起こるとか、一旦次の必要なときに電気が入らへんというようなことではいかんと思うんですけど、その長期に今から見直していくという中に、LEDとかいうことは検討されてないですか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現実を述べさせていただきますと、そのLEDまでの照明があるかどうかというのは、ちょっとこちらも把握しておりません。街灯とかそういうところには、このごろLEDがどんどんどんどんついてるんですけども、体育施設であるのかどうかというのは、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思います。当然、先ほど言いましたように、水銀灯であれば一旦消しますと冷えて、もう一度安定器が冷えてこないけないという部分がありますが、社会教育センターの場合たまたまなんですけども、横に白熱灯が別に照明がつけてあります。それと同時に、あそこは避難施設では現在指定になっていないと、今、西淡中学ですか、そちらのほうだというふうに認識をしております。おっしゃるとおり、体育施設はほとんど避難施設等、もしくは広域的な避難施設になりますので、その辺研究しながら、ちょっと考慮していきたいというふうに考えております。

○小島 一委員長 蓮池委員、さっきのはやっぱり議員協議会とか代表者会とか所管の委員会で、できれば問題提起していただければありがたいなと思うんで、よろしくお願ひしたいと思ひますけども。

報告事項等ありますか。

市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 毎年、恒例となっております全島一斉清掃なんですけれども、7月は第1日曜日、11月が第2日曜日というようなことで、支障がなければこの日程で継続させていくということでございます。ですから、本年度は7月7日、日曜日ということになってございます。

あと、都合の悪い自治会につきましては、また事前に連絡を受けて対応させていただいておりますので、どうかよろしくお願ひします。

○小島 一委員長 ほかに、報告。

生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） お知らせというか、報告になります。この土曜日、日曜日に、兵庫県の高校ビーチの選手権が慶野松原のほうで開催されます。第16回ということで、継続してずっと行っている事業なんですけども、現在男子が51チーム、女子が65チームで、全部で116チーム、約250人ぐらいの大会になっております。

それから、続きまして30日なんですけども、ビーチバレー in 南あわじということで、

第2回目の大会が開催されます。これは、全国レベルの選手が集まってくる2人制で、女性の14チーム。それから、普及のために行われます男女混成の4人制チームが20チーム。それから、地元の小学生を対象とした6人制の大会なんですけど、これが10チームということで、170人ぐらいの参加者がいますので、お知らせをしておきたいと思います。

以上です。

○小島 一委員長 ほかに。

税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 去る4月13日に発生しました、淡路島を震源とする地震の被害にかかる南あわじ市としましての固定資産税の減免対応につきまして、報告をさせていただきます。

まず、今回の地震の被害における県及び島内各所の支援策につきましては、もう既にマスコミ等で周知のところでありますが、それぞれ被災状況によりまして支援策、支援状況も当然ながら異なっておりまして、今回の震災での被害状況を見ますと、特に家屋の被害の件数が多いということで、さらに多いのが一部損壊家屋の件数でありまして、島内各所の件数には大小はあるわけですが、当市におきましても、6月14日現在でございますが2,065件、防災課調べでございますが被害件数が出ております。参考までに、洲本市が4,450件、淡路市が2,482件、これは5月13日現在の数字でございます。このような状況のもと、洲本市・淡路市の両市におきましては、同じような災害減免規則なんでもございますが、従来は半壊以上、損害程度が20%以上の損害で適用となる固定資産税の災害減免の規定を改正しまして、今回の地震被害に限り、一部損壊家屋のうち、その損害の程度10%以上の家屋についても減免の対象とする支援策が示されております。当市におきましても、件数は先ほど申しましたとおり2市には及びませんが、対象となる件数が今現在で約30件ほどございます。同じ震災での被害状況でありますし、そういった観点から、被災者に対する税額面での不公平感をなくすためにも、同条件で対応をした内容が必要であるとのことから、今回5月24日付で規則改正を行っているところです。内容につきましては、島内2市と同じような形で、一部損壊10%以上、20%未満について10分の20の減免割合を今回の震災に限り追加で規定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○小島 一委員長 ほか、報告事項ございませんか。

なければ、一旦ここで委員会を閉じさせていただきたいんですけども、委員会終了後、

お手元にお配りのごみ処理施設統合にかかる経過資料の説明をお願いしたいと思います。

これは、委員の皆さんにお諮りをしたいんですけども、もう続けてやってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小島 一委員長 そしたら、本日はびっちり付託されました案件につきまして審議いただき、ありがとうございました

これをもちまして、本日の文教厚生常任委員会を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午前11時55分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年6月20日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 小 島 一